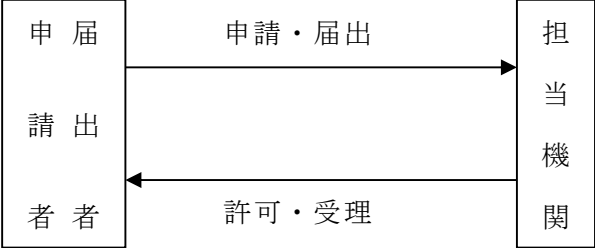


5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

[供給施設の設置等の許可・届出]

法の趣旨	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的としています。
許可・届出の必要な行為	液化石油ガスの供給施設・貯蔵施設は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有することが必要です。
許可・届出の必要な区域	県内全域
受理権者	県知事
基準等	液化石油ガスの供給施設・貯蔵施設の設置や変更を行う場合は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有していることを含めて、技術基準を満たしていることを確認したうえで、許可や届出の受理を行います。
手続フローチャート	 <pre> graph LR A[申請者] -- "申請・届出" --> B[担当機関] B -- "許可・受理" --> A </pre>
担当機関	県・・・本庁 危機管理部 消防保安課(各振興局にまたがる事業者) 出先 各地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部県民環境課) (いわき地方振興局は県民部県民生活課)
備考	